

平成30年（行ツ）第109号ほか12件 選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本圭子ほか265名
被上告人 東京都選挙管理委員会ほか43名

平成30年（行ツ）第183号 選挙無効請求上告事件
上告人 内田隆ほか23名
被上告人 愛知県選挙管理委員会ほか2名

弁 論 要 旨 書

平成30年11月28日

最高裁判所大法廷 御中

被上告人ら指定代理人

館 内 比 佐 志



1 選挙制度は、民主主義国家の根幹をなす重要な基盤です。今般国会の真摯な努力によって、今回の選挙はもとより、将来的にも、選挙区間の最大較差を2倍未満とする具体的な仕組みが作り上げられました。これは、我が国の選挙制度改革の歴史において画期的なことであり、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものでないことは明らかといえましょう。

2 まず、今般の立法的措置の内容について説明します。選挙区割りの作成については、平成28年改正前の区画審設置法3条の規定が存在し、同条は、選挙区割りの作成は、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨を規定しておりました。平成23年以降の最高裁判所大法廷判決は、これについて、一貫して、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと評価してきました。

今般、国会は、その裁量に基づき、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮した上、アダムズ方式の導入により、将来にわたって選挙区間の最大較差が2倍未満となるような仕組みを成立させる立法的措置を講じ、その成果として、本件選挙における選挙区間の最大較差を、小選挙区制導入後初めて2倍未満に縮小させました。国会は、平成23年以降の大法廷判決が一貫してその合理性を是認してきた、平成28年改正前の区画審設置法3条に忠実に沿った立法的措置を講じたものといえ、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものでないことは明らかです。

3 今般の立法的措置を講じるまでの過程を見ても、国会が、投票価値の平等に反する状態の是正のために、できる限りの検討及び協議を行い、最大限の努力を尽くしたことは明らかです。地方公共団体等からは、人口比例のみに偏った選挙制度の改正に疑問を呈する意見や地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあるとの意見がありました。このような意見は、当該地方の行政、住民構成、交通事情及び地理的状况に通暁する地方公共団体の長や議会から発せられ

たものであり、地方の実情に根ざした切実な訴えです。

また、選挙区割りを定める区割規定の改正には、選挙事務の適正な遂行の確保に伴う制約、選挙区割りの改定の基礎となる正確な人口統計資料が必要であることなどの立法技術的な制約など様々な観点からの限界、制約があることも忘れてはなりません。現に、今般の立法的措置に際しても、地方公共団体等より、選挙事務の円滑かつ適正な執行を図る観点から、選挙区を定めるに際して市区町村の区域を分割しないよう求める意見など様々な意見が寄せられていました。

それでもなお、国会は、そうした幾多の困難を乗り越えて、投票価値の平等の要求に反する状態の是正こそが最も優先すべき課題であるとの認識の下、投票価値の較差の是正に真摯に取り組み、本件選挙における選挙区間の最大較差を平成6年の小選挙区制導入後20年以上の時を経て初めて2倍未満に縮小させた上、将来的にも、選挙区間の最大較差を2倍未満とする具体的な仕組みを作り上げました。

以上のような、国会が立法的措置を講じるまでの経緯に思いを致したとき、国会が、様々な制約、限界を抱えつつ、できる限りの検討及び協議を行い、最大限の努力を尽くした結果として、先ほどの立法的措置を講じるに至ったことは明らかでありましょう。このような国会の真摯な取組みの過程からしても、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものという余地はありません。

- 4 そもそも、憲法は、選挙制度の仕組みの決定を国会の広範な裁量に委ねています。選挙区割りが憲法に違反するのは、国会の有する広い裁量を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に限られます。国会に広範な裁量があることからすると、投票価値の平等の要請は、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の決定に際しては、投票価値の平等の

要請以外の種々の要素も、合理性を有するものである限り、国会において考慮することが許容されているものです。以上のことは、これまでの累次の最高裁判所大法廷判決において繰り返し確認されていることです。

国会は、選挙制度の決定に際し、人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域における過疎化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割りにどのように反映させるかといった政治における安定の要請や地方公共団体からの選挙制度に関する意見等の様々な要素を考慮することができますし、行政区画、地勢、交通等、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するために必要な種々の要素を適切に考慮することも許容されるものです。

選挙区割りに際し、1人1票の選挙を厳格に貫いた場合には、今述べたような種々の要素を考慮しない選挙区割りとなることは避けられませんが、これは、地域的一体性を無視するもので、重大な問題を生じさせるものと言わざるを得ません。我が国の都道府県、市区町村は、地方選挙の実施を含む一つの行政単位として長年にわたる歴史を通じて、現在では、政治的、経済的、社会的及び文化的な一体感が醸成されているものであり、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めているものです。そして、行政単位は、多様な国民の意見を集約するに際しての基本単位を構成するものといえましょう。このようなことに鑑みると、地域的な一体性を無視した選挙区割りは、国民生活及び国民感情と乖離し、選挙人の混乱に加えて、選挙への無関心、投票率の低下を招きかねず、このようなことが、民主主義にとって好ましい事態でないことについては論を待たないところでしょう。現に、本件の立法的措置に際しても、例えば、岩手県知事からは、「地域の一体性や地勢、交通その他の自然的社会的条件に配慮し、現行の選挙区の区域が大きく変更されないことが望ましい。」との意見が寄せられていましたし、従前区全体が東京都第10区であった東京都豊島区は、今回その一部が北区、板橋区の一部、足立区の一部と同じ東京都第12区となりましたが、選挙区が変わった豊島区の自転車店経営者は、「めったに

足を運ばない地域と同じ選挙区になる。都議選は豊島区全体で一つの選挙区。衆院選だけ区を分割するのはどうかと思う。」と述べているところです。

- 5 繰り返しになりますが，今般国会は，平成23年以降の最高裁判所大法廷判決が一貫してその合理性を是認してきた，平成28年改正前の区画審設置法3条に忠実に沿った立法的措置を講じ，将来的にも，選挙区間の最大較差を2倍未満とする具体的な仕組みを作り上げたものです。本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものではなく，合憲であることは明らかです。

以 上